

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年10月6日
【事業年度】	第82期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	三井金属鉱業株式会社
【英訳名】	Mitsui Mining and Smelting Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹林 義彦
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番1号
【電話番号】	03 5437 8031
【事務連絡者氏名】	財務部会計課長 室賀 元一
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番1号
【電話番号】	03 5437 8031
【事務連絡者氏名】	財務部会計課長 室賀 元一
【縦覧に供する場所】	三井金属鉱業株式会社 大阪支店 （大阪市西区鞠本町一丁目11番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第82期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

<（1）～（5）省略>

（6）当社定款における定め概要

< ~ 省略 >

（訂正後）

<（1）～（5）省略>

（6）当社定款における定め概要

< ~ 省略 >

取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。